㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び豊田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年二月二十二日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　愛知県豊田市大多賀町ハマイバ二一の六五、隠屋一の四五、一の四六、餅田二一の一一、八子一五の二七、一五の二八、一五の三二

㈡　保安林として指定された目的　水源の涵養

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

八子一五の二七・一五の二八・一五の三二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　愛知県豊田市上八木町百々一の三二から一の三七まで・一の三九（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）、一の三一、坂四の六、中平四七の二（次の図に示す部分に限る。）、一の九、一の一三、一の一九、一の二二、一の五〇、四の一、四の三、一三の一、平岩一七の一、一七の二、前岳一二の一二、大多賀町隠屋一の四二・一の四三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一の一一、一の三九、一の四〇、一の七二、一の一四九、下平五の一五・五の一六・五の一八三（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、五の二五、五の六三、西田一〇の三七（次の図に示す部分に限る。）、一〇の一三、一〇の一五、一〇の三六、ハマイバ二、九、一〇、二一の四四、二一の四六、八子一五の七五・一五の八四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、五の一、一五の四、一五の一一、一五の三五、一五の七〇、川面町臼木五の一〇から五の一二まで（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、押ノ山三の二・三の四・三の五（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、三の九、閑蔵連二の一、三の一から三の三まで、四の一、四の二、五の一、草沢八の一、八の二、九の一から九の四まで、一〇の一から一〇の四まで、一一、一一の一、一一の三、一二、下貝戸一五から一七まで、中切三一から三三まで、土平二八、怒田沢町小木山九（次の図に示す部分に限る。）、八の三、田ノ口二四の一〇（次の図に示す部分に限る。）、二四の五、二八の五、二八の一四、二八の一五、貝戸一九の一、一九の七、小沼洞一〇、一一の一から一一の三まで、一一の一三から一一の一五まで、向イ山四、五、一二の二、一二の三、一二の五、御内町亀割二の二、下切七の四、三三、東切二、森下一の二九、上浦山一の七、連谷町石神五七の五（次の図に示す部分に限る。）、三二、四六の一、四六の三、五一の一、六一、六三、肉平一〇の二、一二の一、栃平一の四、三の四、一六の三四、前田二〇から二五まで、二六の二、二六の三、森腰五・一〇（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、三九

㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

下平五の六三・八子一五の七〇（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び豊田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年二月二十二日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　宮城県栗原市花山字草木沢上原一二七の一、字本沢天狗森四の一

㈡　保安林として指定された目的　水源の涵養

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

二　㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　宮城県栗原市花山字本沢猪ノ沢八の一（次の図に示す部分に限る。）、八の八、八の九

㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年二月二十二日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岐阜県高山市石浦町三六八六の一、三六八七、三六八八の一、三六八九の一から三六八九の一まで

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

石浦町三六八八の一（次の図に示す部分に限る。）、三六八九の一から三六八九の一まで

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県庁及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年二月二十二日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　宮城県石巻市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

石巻市（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。